

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【公開番号】特開2011-168518(P2011-168518A)

【公開日】平成23年9月1日(2011.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2011-035

【出願番号】特願2010-32886(P2010-32886)

【国際特許分類】

A 01 N 59/16 (2006.01)

A 01 N 25/02 (2006.01)

A 01 N 25/30 (2006.01)

A 01 P 1/00 (2006.01)

A 01 P 3/00 (2006.01)

A 01 N 59/20 (2006.01)

【F I】

A 01 N 59/16 Z

A 01 N 25/02

A 01 N 25/30

A 01 P 1/00

A 01 P 3/00

A 01 N 59/20

A 01 N 59/16 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

抗菌作用を有する金属イオンと、水に不溶の金属塩を生成する界面活性剤と、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステルとから成り、前記金属イオンが、亜鉛イオン、銅イオン、鉄イオン、銀イオンからなる群から選ばれる一種のイオン又は二種以上のイオンの組合せである、抗菌性液体組成物。

【請求項2】

前記界面活性剤が、ソルビタン脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステルである、請求項1記載の抗菌性液体組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、抗菌性液体組成物に関し、特に、安全性の高い抗菌性液体組成物に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

しかしながら、食品にも適用可能なくらい安全性の高い抗菌剤の抗菌力レベルは、菌量が少ない場合には静菌的には作用するが、例えば 10^6 個 / m l 以上の高濃度の菌量下や、実際の適用現場での抗菌効果は期待レベルにはない。又、食品添加物として許可されている材料のみから構成された組成物は、概して、酸、アルカリによって分解されやすく、品質の長期安定性に欠ける。更に、こうした安全性の高い抗菌性の組成物は、エタノールのような低級アルコールを不可欠必須成分とし、その組成物の抗菌作用の発現はエタノールの抗菌力に依拠している。食品添加物として認められている材料のみから構成される抗菌性液体組成物を提供する。